

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)
- 日程第6「議案第14号平成29年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第14号平成29年度松田町上水道事業会計予算。
- (総則) 第1条、平成29年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。
- (業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数、4,281戸。(2) 年間総給水量、105万4,000立方メートル。(3) 一日平均給水量、2,888立方メートル。(4) 主要な建設改良事業、中河原水源電気設備改修工事4,370万円。
- (収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億4,060万2,000円、第1項営業収益1億1,348万7,000円、第2項営業外収益2,711万4,000円、第3項特別収益1,000円。支出、第2款水道事業用費用1億4,060万2,000円、第1項営業費用1億1,648万3,000円、第2項営業外費用974万9,000円、第3項特別損失1万円、第4項予備費1,436万円。
- (資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,985万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。) 収入、第3款資本的収入5,860万円、第1項企業債5,800万円、第2項負担金60万円。支出、第4款資本的支出9,845万1,000円、第1項建設改良費8,779万2,000円、第2項企業債償還金1,065万9,000円。
- 次のページをおめくりください。(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額5,800万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償

還の方法、政府その他金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員の給与費2,573万4,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第8条、棚卸資産の購入限度額は218万8,000円と定める。

平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、細部説明をいたします。274、275ページをお願いします。

平成29年度松田町上水道事業会計予算実施計画です。収益的収入及び支出、一般的な3条予算と呼ばれているものでございます。

収入です。款1、水道事業収益は、予定額1億4,060万2,000円です。項1、営業収益は1億1,348万7,000円。内訳としまして、目1、給水収益の水道使用料としまして、1億677万3,000円を計上しております。目3、その他の営業収益は671万4,000円を計上しております。給水装置の開始・中止の手数料、他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等を計上してございます。

項の2、営業外収益2,711万4,000円です。内訳といたしまして目1、受取利息及び配当金、預金利息として3万8,000円を、目2、雑収益で寄簡易水道事業特別会計から事務委託分の繰入金や加入負担金など1,291万4,000円を計上しております。目3、長期前受金戻入1,416万2,000円です。これは、平成26年度の公営企業会計制度の見直しによって国庫補助金に対するみなし償却制度が廃止されたことに伴い、当年度分減価償却の未来分を順次収益化するための会計処理上必要な経費でありまして、現金の動きがないものでございます。

項の3、特別収益は新たに設けた項目です。過去の年度の損益を修正する必要がある場合に、該当年度の損益計算を帰属することができないために、これ

を特別収益として処理するものです。例えば開始届が新年度に入ってから出された場合などを想定してございます。

続きまして右のページをお願いいたします。支出です。款の2、水道事業費用、予定額1億4,060万2,000円です。項1、営業費用は1億1,648万3,000円で、内訳としまして目1、原水浄水配水及び給水費、施設管理費用として2,887万7,000円。目3、総係費は一般管理関係の費用として3,187万8,000円を計上しております。目4、減価償却費5,511万3,000円と目5、資産減耗費61万5,000円は、実際の支出が伴わず、資本的支出のための留保資金となるものでございます。

次に項2、営業外費用です。予定額974万9,000円。内訳としまして目1、支払利息402万2,000円、企業債利息などです。目2、消費税及び地方消費税を500万円計上しております。目3、雑支出は不納欠損分としまして72万7,000円です。

次に項3、特別損失。これは収入の特別収益の逆で、3月31日を挟んで還付金等が生じた場合を想定して設けたものです。

続いて項4、予備費は1,436万円を計上しております。このうち、歳入の長期前受金戻入相当の1,416万2,000円は、使用ができない予算でございます。

次のページ、資本的収入及び支出の4条予算については、3条予算とともに実施計画の内訳で説明させていただきます。286、87ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入でございます。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益です。節1、水道使用料は1億677万3,000円で、前年比201万3,000円、1.85%の減額となっております。内訳については附記に記載のとおりでございます。目3、その他の営業収益は671万4,000円、前年度比44万円の増となっております。主な理由としまして、支出にあります下水道使用料の改定に伴うシステム改修委託35万円分を下水道使用料徴収事務負担金に上乗せしたためでございます。

次に項2、営業外収益です。目1、受取利息及び配当金、預金利息3万8,000円を計上しております。2万4,000円の減は利率の変更によるものでござい

す。目 2、雑収益、本年度1,291万4,000円で、前年度比 4 万3,000円の減となっております。節14、その他雑収益として、寄簡易事業特別会計繰入金129万2,000円と加入負担金1,162万1,000円、計1,291万3,000円を計上してございます。目 3、長期前受金戻入です。先ほども説明しましたが、会計処理上必要な経費で現金の動きがないものでございます。

項 3、特別収益は先ほど御説明したとおりです。

したがいまして、収入合計額は 1 億4,060万2,000円、前年度比157万7,000円の減収となっております。

290、291ページをお願いします。支出となります。款の 2、水道事業費用、項 1、営業費用、目 1、原水浄水配水及び給水費です。本年度2,887万7,000円、前年度比392万5,000円の減額です。主な理由といたしまして、節15、委託料で量水器交換数量の減、光熱水費、動力費の減などによるものです。主な支出としましては、附記中段の節15、委託料では前年同様の委託業務費を計上しており、節19、修繕費では漏水修理などの費用として136万円、節25、動力費では宮下水源、中河原水源のポンプ等の電気料としまして1,872万円を計上しております。

次のページをお願いします。目 3、総係費です。この目は一般管理的経費で、本年度予定額3,187万8,000円で、前年度対比18万5,000円の減額となります。主な理由としまして、収益的収入の76%を占める水道使用料の減少が健全な経営に影響を及ぼすため、新たに水道事業運営協議会を立ち上げ検討に入りたいと考えております。そのための節 1、報酬など、21万3,000円の増額をしているところでございます。それから、職員の異動による増。今年度は賞与引当金累計の増分を計上したため、賞与引当金繰入額が145万円の減になったものです。

次ページをお願いします。節の51、賞与引当金繰入額、何度も御説明差し上げていところなんです、これは来年30年6月に支給される賞与について、本年度の12月から3月までの期間これが含まれるために、これを費用として計上するものでございます。節52、法定福利費引当金繰入額。これは、昨年度まで賞与引当金繰入額の中に含んでいた賞与を分けたものでございます。節57、

貸倒引当金繰入額ですが、不納欠損に充填するための費用で、前々年度未収金残高に過去3年間の不納欠損の未収金残高に対する割合を乗じて計上したものでございます。目4、減価償却費及び目5、資産減耗費については実際の支出が伴いませんが、中河原電気設備改修工事の28年度出来高分の増など408万1,000円の増となっております。

続きまして項2、営業外費用です。目1、支払利息、節38、企業債利息で、平成4年からの配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息402万2,000円、17本分を計上しております。目2、消費税及び地方消費税です。本年度500万円で、前年度比23万6,000円の減額となっております。

次ページをお願いします。款3、特別損失は先ほど説明したとおりでございます。

款4、予備費です。目1、予備費1,436万円。先ほどの長期前受金戻入を見合う額を引きますと、実質19万8,000円となります。

298ページ、299ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。款3、資本的収入、項1、目1企業債で、本年度予定額5,800万円です。支出で説明します工事請負費9,500万円を企業債で対応するものでございます。項2、負担金、目1、工事負担金で、本年度60万円の予定です。工事負担金として、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して下水道事業会計より20万円、県道711号の歩道整備工事に伴う配水管布設工事の補償費として県より40万円を計上してございます。

300、301ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出になります。款4、資本的支出、項・目とも建設改良費です。本年度8,565万4,000円で、前年度比3,320万9,000円の減額です。減額の理由といたしましては、人件費201万3,000円、委託料、工事費、固定資産購入費291万9,000円の減額によるものでございます。主なものとしましては、節15、委託料では、2年目となります中河原水源電気設備改修工事施工監理業務委託と、宮下水源改修工事実施設計業務委託を計上してございます。節21、工事請負費では、県で施工する県道72号と県道711号の歩道整備工事に合わせて老朽化した配水管の布設替え工事を行うほか、2カ年継続で実施しております中河原水源電気設備の改修工事の2年度

目分を計上しております。次に目2、固定資産購入費です。本年度213万8,000円で、前年度比291万9,000円の減です。節28、材料費で量水器の購入費を計上しており、計量法により8年以内で順次交換してございます。

次ページをお願いいたします。続きまして、項・目とも企業債償還金1,065万9,000円です。元金償還金で、平成4年度からの事業14件分の元金償還金を計上してございます。

以上でございます。財務諸表並びに次のページ以降に職員の給与費明細、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、投資的事業の概要、平成29年度企業債明細書が添付されております。後ほど御高覧ください。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 8 番 小 澤 少し説明をお願いしたいと思うんですけどね、この上水道事業会計だけがほかと別になっていまして、実に勉強不足といいますか、理解しがたい部分があるんですけども、275ページにですね、支払利息の部分で402万2,000円。ここに一時借入金利息とありますけれども、一時借入は行う予定はないですよ。その利息分が入ってないんで、多分ないんだろうなと思ってますけれども。
- それからもう1点ですね、未収金の部分、その欠損額は載っているんですけども、未収金の部分が毎年どれぐらいあって、それが29年度にどれぐらいの回収ができるのかというようなところは、どこを見たらいいんでしょうか。この資料の中だとちょっとそれが私にはわからないんですけども。
- 環境上下水道課長 一時借入金でございますが、一応予算上はですね、借りることとしてあって、利息の中に含まれているんですけども、現実的にはそれほど何ていうんでしょう、借り入れるような事態というのはありませんので、一応予算上何かあるかわからないので、とりあえず計上をさせていただいているというところがございます。
- それから、未収金でございますが、280ページ、281ページですね。ここの借方ですから左側の2番、流動資産の(2)番のところですね。はい。ここに未収金というのが載ってございます。これが前年度分、その282ページが今年度分の期末の予定の金額になります。この金額が未収金という形になってあらわれてございます。

8 番 小 澤 一時借入金の利息だけでも、この402万2,000円というのは、これは企業債利息が402万2,000円だよ。だからこの一時借入金利息というものは、この予算書には入ってないと思うんだけど。

環境上下水道課長 すいません、402万2,000円の中にですね、1,000万円をお借りした場合の利息として10万8,000円が含まれているという形になります。

8 番 小 澤 ただ、295ページに企業債利息として402万2,000円、これだけうたってあって、その一時借入の利息というのがどこにも出てきてないんだけど。この中に入ってるってこと。そういう理解でいいんですか。

環境上下水道課長 すいません、ちょっと、つくり方というかあれがちょっと足りなかったと思いますが、そのとおりでございまして、402万2,000円の中に入っているということでございます。

8 番 小 澤 それからもう1点、今、貸借対照表の中で、未収金の額がありましたね。282。これはこの未収金の1,066万9,000円というのは、今年度入ってくる予定の額。それとも、ちょっと知りたいのは、未収金ありますね。要するに今年度その未収金の回収予定額というものが、それをこの中に予算計上されているのかどうか1点と、もう一つは、それ以外の未収金部分がどれぐらいあるのかということをお知らせしたいんですけども。だからこの282ページにある未収金というのは、どういう意味なんですか。

環境上下水道課長 未収金というのはですね、今年度中に債権が確定した分ですから、調定まで打った、例えば水道料だとか、そういったものがあります。それを、3月31日時点でもう債権が確定した額があって、そこで31日の時点に入るか入らないかということで、31日までに入ってこなければ次年度に未収金として載ってくる形になります。ですから、不納欠損しない限りは、過去の債権が確定している分まで全部含まれるということです。

8 番 小 澤 すなわちこの1,066万9,000円というのは、過去の未収金の額だよと、そういう理解でいいですよ。要するに不納欠損が確定したものは除くけども、それ以外のものはこの金額だと理解していいですよ。はい。わかりました。すいません。これから勉強しますから。

それともう1点ね、今、水道の広域化ということが盛んに話題になっている

んだけども、これについて、なぜこういうことが言われ出したのか、あるいは具体的に県としていつごろまでにそれを考えているのか、この松田町はそれに該当していくのか、その辺についてちょっと説明をお願いしますか。

環境上下水道課長 広域化の発信ですけれども、水道に限らずですね、昭和に整備したインフラ関係、これがですね、戦後50年ですかね、経過して一気に更新をしなければいけないという社会的な背景がありまして、うちは町の中ではちょっとあれですね、そんなに小さいという感じではないんですが、小規模水道事業者の部類に入ります。うちぐらいですとね。そうすると、その改良にかかるお金なども出し切れない団体が全国だと相当数あるようです。その中で、やはり広域化というのは一本にしちゃおうということですから、パイを大きくしてその中で捻出していこうというのが1つにあります。ただですね、広域化といいましてもですね、どう言ったらいいのかな、流れとしましては、例えば神奈川県で言いますと、県西部を除きますと県水などが来てると思うんですけれども、じゃ県水がこちらの人口密度の中で広域化に手を上げるかどうかというところ、住宅の密集している効率のいいところに県水が結構行ってますから、そういったところでどういう考えを持っているのかというのは今後の話になるかと思います。その中で、我々が今やっているのは、何か広域連携という形で、例えば料金システムとかそういったものを共同で使うことによって安くできないかとか、あるいは徴収部門を一括化して合理化できないかとか、あるいは技術の面で言うと、同じような機械を、装置とかそういうものですね、管もそうですし、そういったものをつけさせるように統一することによって、抱える材料の個数をお互いに持ち合えば、それほどお金がかからないんじゃないかとか、そういったような面から5町の中で、ちっちゃいんですけども、5町の中ではそういった検討会をしながら、一応連携のほうでは動いております。ただ、広域化で1つになるということについてはですね、まだそれまで議論が尽くされていないというような状況です。

8 番 小 澤 これはそうすると、要するに神奈川県で1つに、何ていうんですか、資本の部分で1つにしてしまおうよというんじゃないかと、その地域地域によって、今のお話で、上郡5町で広域化ができるのか、あるいは横浜だとか川崎だとか、



あつちは向こうは向こうでそういうような動きになっているのか。その辺が1つと、それから、これは足柄平野で1つになりましょうよということに関しては、やはりいつまでとか何かそういう具体的な目標があつて動いているのか、それとも、そういった動きがあるんで、将来に向けて検討していこうよという段階なのか、その辺どうですか。

環境上下水道課長　そこにつきましてはですね、神奈川県としてはですね、去年の7月ごろにですね、水政室というのを設けてまして、水道の広域化というのをテーマにした部署を立ち上げたようです。そこの会議の中では、どちらかというところと広域と言いつつも、民間委託的な発想がちょっと強く出てまして、それはちょっと時期尚早なんじゃないのというような議論は交わされてます。もう県水が、県水地区以外のところは来ちゃってますし、水道企業団ですよ、それと、横浜と川崎と横須賀かな、は自前でもうきちっと大きいものを持っていますから、横浜なんかはもう小規模じゃありませんから、別に考えてよろしいかと思うんですけど、残りのちっちゃいところというのは、ほとんど神奈川の企業団のほうが水の給水とかやっちゃってますんでね、残るところがこっちの県西になるんですけども、こちらもそうですね、いつまでにというようなことはありませんし、その方法論としても県の企業団に委託しちゃうのか、県水をもらうようにするのかといったようなものも、去年あたりから本格的に、本格的というか始まったところですので、いつまでにというのはありません。今のところは。

8 番 小 澤　今のお話を聞いていると、企業団がやっているところはいいけども、この辺のところについて、そういった施設の改修や何かがもう始まっていくから、やはり5町の中でその辺もあわせて検討していくと、そういうような理解でいいのかな。わかりました。ただ、これからやはりかなり、例えば検討を進めていく中で具体化がされていくようなときには当然、前もって説明があろうかと思えますんで、そのときはよろしく願います。終わります。

議 長　ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。それではここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号平成29年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。